

令和6年4月11日  
尾花沢市財政課

## 予定価格の公表方法及び入札回数の変更について

近年、全国各地で様々な災害が発生していることを鑑み、市民の人命及び財産を守るべく速やかな工事発注体制を構築するため、**緊急を要する災害復旧工事に限定し、予定価格を事前公表**とします。

また、本市は冬期間降雪が多く施工可能な期間が限定されていることに加えて、建設業における時間外労働時間の上限規制の導入や国において週休2日制度が推進されていることを踏まえ、不落を防止し十分な工期を確保する観点から、**入札回数を予定価格の金額に関わらず全て3回**に変更します。

### 【改正内容】

#### ① 予定価格公表

【改正前】(H30.5.1～)

原則、予定価格を『事後公表』とする。  
ただし、緊急を要する工事や高度かつ特殊な工事などの場合、予定価格の事前公表も可能とする。  
(例外工事)

⇒

【改正後】(R6.5.1～)

原則、予定価格を『事後公表』とする。  
ただし、**緊急を要する災害復旧工事に限定し、事前公表**とする。

#### ② 入札回数

【改正前】

予定価格	入札回数
2,000万円以上	3回
2,000万円未満	2回
例外工事	1回

⇒

【改正後】(R6.5.1～)

予定価格	入札回数
<b>全て(金額に関わらず)</b>	<b>3回</b>
<b>緊急を要する災害復旧工事</b>	<b>1回</b>

○適用月日 **令和6年5月1日以降の入札指名通知**から